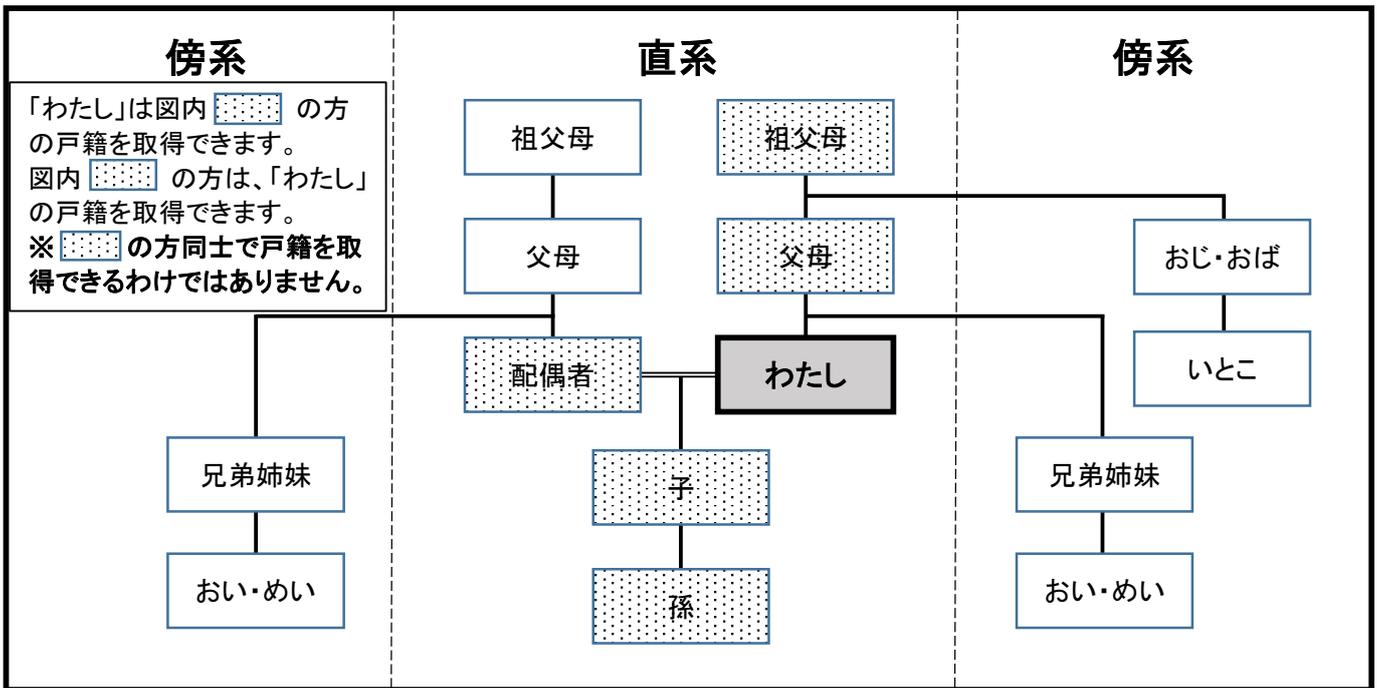


戸籍証明等の請求方法

請求窓口	本籍のある市区町村役場	請求方法	窓口での請求又は郵便
請求に必要なもの	①戸籍謄抄本等の交付請求書 ②請求される方の本人確認書類 ③手数料 ④委任状（代理人による請求の場合） ⑤請求される方と、戸籍が必要な方との続柄がわかる戸籍謄本等のコピー （請求先市区町村役場で続柄が確認できる場合は不要）		
注意事項	○戸籍を請求する際には、本籍の地番まで請求書に記入する必要があります。 本籍が間違っている場合は、交付できませんのでご注意ください。 ○出生や死亡等があった場合、その情報が記載された戸籍を取得できるようになるまで、届出から1週間前後かかります。 本籍地以外で届出した場合、届書が本籍のある役場に届いてから1週間前後かかります。 ○戸籍の取得は、本人、配偶者、本人の直系尊属（父母、祖父母等）又は卑属（子、孫等）からの請求に限られます。それ以外の方からの請求には、委任状が必要です。		

手数料は
 市区町村によって
 異なるため
 ご確認ください。

戸籍証明等を取得できる範囲



「わたし」が取得できる戸籍の範囲

- ①「わたし」が載っている戸籍
- ②図内 の方が載っている戸籍

兄弟姉妹の戸籍を取得する場合の注意点

- 兄弟姉妹の戸籍の取得には原則委任状が必要です。
- ただし、次の戸籍については、委任状は不要です。

兄弟姉妹と一緒に、

- ①「わたし」が載っている戸籍
- ②図内 の方が載っている戸籍

配偶者に「わたし」の「父母」の戸籍の取得を依頼する場合の注意点

- 配偶者は「わたし」が載っている戸籍のみ取得が可能です。
- 「わたし」が載っていない戸籍（父母の婚姻前の戸籍等）については、「わたし」からの委任状が必要です。